

(寄稿)

NOMURA

## 出資持分評価と現状把握の必要性

医療法人の出資持分評価は、純資産(時価ベース)に基づく純資産価額による方法と、事業内容が類似する上場企業の株価を基に評価額を算定する類似業種比準価額による方法の2種類があります。

類似業種比準価額では、「類似業種の株価」により、場合によっては出資持分評価額は大きく変動します。例えば平成26年12月の算定に用いる株価(国税庁発表)は591円ですが、平成27年12月は317円と、約55%下がっています。実際、これらの差は相続税評価額に大きく影響することになります。もちろん、株価が上昇した際は、逆の効果となりますので、その点は注意する必要があります。

実際の出資持分の承継対策は、類似業種比準価額のように外部環境の変化のみで行うことは現実的ではありません。早い段階に始める方が計画的に無理なく行えるというのが一般的です。まずは現状の把握を行ったうえで、中期的な対策を検討することが定石といえるでしょう。

本稿は、税理士法人山田&パートナーズ 医療事業部 板持英俊先生に寄稿いただき、医療法人における医業承継について、基本的な事項から、相続税額算定の基礎となる出資持分評価額の種類とその算定方法について解説いただきました。また、「評価のまとめ」の章では、具体例として前提条件によるケース分けを行ったうえで、相続税評価額を算定して、その影響度の違いを明確にさせていただきました。

日本は、既に超高齢社会に突入していますが、医師の年齢についても同様に高齢化の波が押し寄せています。平成26年の60歳以上の医師の全医師に対する割合は、おおよそ23%、病院長の平均年齢は、63.9歳となっており、相続対策の課題を抱えている先生方も少なくないと推察されます。

先にも述べましたが、相続対策は短期間で行なうには限界があります。とはいえ、外部環境の変化で、思わぬ承継対策の機会に恵まれることもあります。これを機にまずは、現状の把握と、定期的な出資持分評価額のモニタリングを検討されてみてはいかがでしょうか。

(市川)

2016年3月14日

Healthcare note

(No. 16-03)

寄稿者名：  
税理士法人  
山田&パートナーズ  
医療事業部  
板持 英俊

編集主幹：  
野村ヘルスケア・  
サポート&アドバイザー  
市川 剛志

野村證券株式会社  
金融公共公益法人部